

IFRSニュース

Quarter 3 2019

グラントソントン・インターナショナル・リミテッドが国際財務報告基準 (IFRS) に関するさまざまなニュースを四半期毎にお送りします。話題のテーマや動向についての最新情報、グラントソントン・インターナショナル・リミテッドの見解や意見をお届けします。

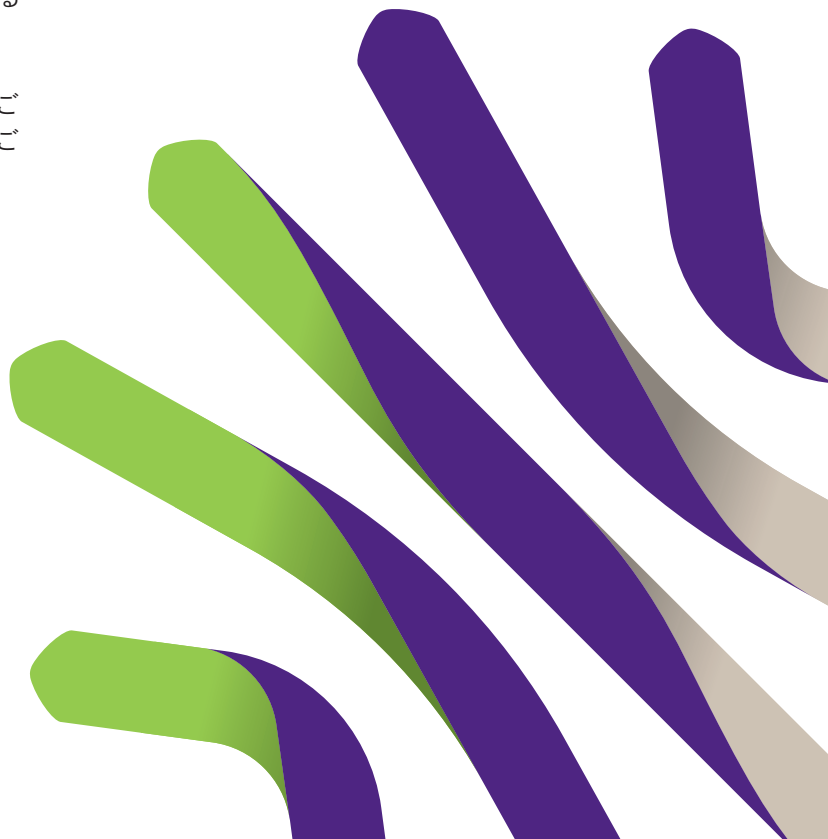
まず初めに、現在コメントを募集中のIASB（国際会計基準審議会）の公開草案について検討し、その後、グラントソントンによるIFRS関連ニュースについてご説明します。

最新の諸基準及び解釈指針並びにそれらの適用日の一覧をご覧になりたい場合には、IFRS財団のウェブサイト (ifrs.org) をご訪問いただくか、又は以下のリンク先をご覧ください：

- 基準設定プロジェクト
- リサーチ、維持管理及びその他のプロジェクト
- 完了したアジェンダ決定

IASBが現在コメントを募集している文書及びそれぞれのコメント期限の一覧についても同ウェブサイト (ifrs.org) でご確認いただけます。

私どもは現在、2020年に向けて新しい刊行物についての戦略を取りまとめているところであり、そのため、数か月以内に私どもの公表物の一部に変更が生じると思われます。後続記事をお見逃しなく！



Contents

- 2 IFRS第17号「保険契約」の修正案
- 5 新しい年次改善案の公表
- 6 IASBはIFRS第3号の変更を提案
- 7 IASBはIAS第12号の変更を提案
- 8 会計方針の開示
- 9 グラントソントン関連のニュース

IFRS第17号「保険契約」の修正案

IASBは、公開草案「IFRS第17号の修正」を公表した。本修正は、IFRS第17号の導入に際して利害関係者から提起された課題及び懸念に対応するものである。

下表は本公開草案における修正案を要約したものです：

トピック	修正案
範囲除外	<p>本公開草案は、保険契約の定義を満たすクレジットカード契約（企業が個々の顧客に関連した保険リスクの評価を当該顧客との契約の価格を設定する際に反映していない場合に、かつ、その場合にのみ）を除外することを要求されると提案している。</p> <p>範囲除外によってIFRS第17号の範囲から除外されない場合には、本公開草案は、保険契約の定義を満たすが保険事故に対する補償を当該契約によって創出された保険契約者の義務を決済するために要する金額に限定する契約（例えば、死亡時に債務免除のある融資）に対し、企業はIFRS第17号又はIFRS第9号を適用することを選択することを提案している。企業は、当該選択を保険契約の各ポートフォリオについて行うことを要求され、各ポートフォリオについての選択は取消不能とされる。</p>

「カードを使用して行われる
購入に保険カバーを提供する
クレジットカード」

保険獲得キャッシュ・フローの
予想される回収

「当初認識時に、損失が生じる
保険契約として表示することを
避ける」

本修正は、企業が以下のようにすることを提案している：

- 規則的かつ合理的な基準で、ある保険契約グループに直接帰属する保険獲得キャッシュ・フローを、当該グループ及び当該グループの中の契約の更新から生じると見込まれる契約を含むグループに配分する。
- 保険獲得キャッシュ・フローが配分される保険契約グループが認識される前に支払われた保険獲得キャッシュ・フローを、資産として認識する。
- 保険獲得キャッシュ・フローに係る資産について、当該資産が減損している可能性があることが事実及び状況により示唆されている場合には、その回収可能性を評価する。

投資リターン・サービス及び
投資関連サービスに帰属する
契約上のサービス・マージン

本修正は：

- 企業が直接連動有配当保険契約以外の保険契約についてのカバー単位を、保険カバーに加えて、投資リターン・サービスがあればその給付の量及び予想期間を考慮して識別することを提案している。
- 契約が投資リターン・サービスを提供する場合の規準を特定している。
- 企業は直接連動有配当保険契約についてのカバー単位を、保険カバーと投資関連サービスの両方の給付の量及び予想期間を考慮して識別することを要求される旨を明確化している。
- 企業が報告期間末に残存している契約上のサービス・マージンを純損益にいつ認識すると見込んでいるのかに関する定量的情報を開示することを提案している。加えて、保険カバーと投資リターン・サービス又は投資関連サービスが提供する給付の相対的なウェイト付けを決定するために使用したアプローチを企業が開示することを提案している。

保有している再保険契約-基礎となる
保険契約に係る損失の回収

本公開草案は、企業が基礎となる不利な保険契約グループの当初認識時又は当該グループへの不利な契約の追加時に損失を認識する場合に、比例的なカバーを提供する保有している再保険契約グループの契約上のサービス・マージンを修正し、その結果として収益を認識することを提案している。修正及び結果として生じる収益の金額は、下記の積で算定される：

- 基礎となる保険契約グループについて認識した損失
- 基礎となる契約グループに係る保険金請求のうち企業が保有している再保険契約グループから回収する権利を有している部分の一定割合

財政状態計算書における表示

本修正案は、発行した保険契約のポートフォリオのうち資産であるポートフォリオ及び負債であるポートフォリオの帳簿価額を財政状態計算書において区分して表示することを企業に要求することとなる。現行の要求事項を適用した場合、企業は発行した保険契約のグループのうち資産であるグループと負債であるグループの帳簿価額を表示することになる。この修正は、保有している再保険契約のポートフォリオのうち資産であるものと負債であるものにも適用される。

リスク軽減オプションの
適用可能性

本修正案は、企業が直接連動有配当保険契約から生じる金融リスクを軽減するためにデリバティブを使用している場合に利用可能なリスク軽減オプションを拡張することになる。当該オプションは、企業が直接連動有配当保険契約から生じる金融リスクを軽減するために、保有している再保険契約を使用する状況に適用されることになる。

IFRS第17号の発効日及び
IFRS第9号「金融商品」の
一時的免除

本提案は、IFRS第17号の発効日を2021年以後開始する事業年度から1年延期して、2022年以後開始する事業年度としている。また、(IFRS第4号に含まれている)IFRS第9号の一時的免除を1年延長して、この免除を適用する企業が2022年1月1日以後開始する事業年度にIFRS第9号を適用することを要求されるようにしている。

経過的な修正及び救済措置

本修正は:

- 修正遡及アプローチの追加的な修正を提案している。この修正は、C8項が認めている範囲で、保険契約が獲得される前に発生した保険金の決済に係る負債を発生保険金に係る負債として分類することを企業に要求することとなる。また、公正価値アプローチを適用する企業はこのような負債を発生保険金に係る負債として分類することを選択できると提案している。
- 企業がB115項の選択肢を適用開始日からではなく移行日から将来に向かって適用することを認めている。この修正は、B115項の選択肢を移行日以後に将来に向かって適用するためには、当該選択肢を適用する日以前に企業がリスク軽減関係を指定することが要求されると提案している。
- IFRS第17号を保険契約グループに遡及適用できる企業は、リスク軽減に関する所定の要件を満たす場合には、代わりに公正価値アプローチを当該グループに適用することを認めると提案している。

軽微な修正

IFRS第17号の文案作成がIASBの意図した結果を達成していない場合に、軽微な修正が提案されている。それらは以下のトピックに関するものである:

- 範囲及び裁量権付有配当投資契約
- グループの中の契約の認識
- IFRS第3号の範囲に含まれない企業結合
- 非金融リスクに係るリスク調整の変動についての損失要素の修正
- 保険収益及び保険サービス費用から除外された投資要素の開示
- 開示要求における非金融リスクに係るリスク調整
- 感応度分析の開示
- 投資要素の定義
- 貨幣の時間価値に関する変動及び金融リスクに関連する仮定の変更を契約上のサービス・マージンの帳簿価額の変動から除外
- 非金融リスクに係るリスク調整の変動
- リスク軽減オプションの使用
- 保険契約者への融資に関連するキャッシュ・フローの変動を収益から除外
- 基礎となる項目の変動の取扱い
- IFRS第3号「企業結合」の修正
- IFRS第7号「金融商品: 開示」、IFRS第9号「金融商品」及びIAS第32号「金融商品: 表示」の修正

本修正は、2022年1月1日以後開始する事業年度に適用されます。

新しい年次改善案の公表

IASBは、公開草案「IFRS基準の年次改善2018年–2020年サイクル」を公表し、4つの基準に軽微な修正を提案している。

本提案は、緊急性はないが必要なIFRSの軽微な修正を行うためのプロセスである、IASBの年次改善プロジェクトにおける最新のもので、2018年に開始されたプロジェクトのサイクルにおいてIASBが議論した論点を反映した提案の要約を下表に示しています。

基準	論点	変更案
IFRS第1号 「国際財務報告基準の 初度適用」	初度適用企業としての子会社	<p>本提案は、D16項(a)における免除規定を、親会社よりも後に初度適用企業となる子会社が報告する換算差額累計額に拡大している。</p> <p>本公開草案は、IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」のD16項(a)を適用することを選択する子会社に対して、換算差額累計額の測定を、親会社のIFRS移行日に基づいて、親会社が報告した金額を用いて行うよう要求することを提案している。これは、子会社が異なるIFRS移行日に基づく2組の会計記録を並行的に保存しなくてもよいことを意味する。</p> <p>この修正案は、IFRS第1号のD16項(a)を適用することを選択する関連会社又は共同支配企業にも適用される。</p>
IFRS第9号「金融商品」	金融負債の認識の中止に関する「10%テスト」に含まれる手数料	<p>条件変更又は交換が行われた金融負債の認識の中止を行うべきかどうかを決定するにあたり、企業は、「10%テスト」を参照して、条件が大幅に異なっているかどうかを評価する。</p> <p>本公開草案は、当該テストを適用する際に企業が含める手数料を明確化することを提案している。</p> <p>この提案は、借手は、借手と貸手との間で支払うか又は受け取る手数料のみを含めなければならない、これには、借手又は貸手のいずれかが他方に代わって支払うか又は受取る手数料が含まれると述べている。</p>
IFRS第16号 「リース」に付属する設例	リース・インセンティブ	<p>IASBは、IFRS第16号「リース」に付属する設例13を修正して、賃借設備改良に関しての貸手からの支払の例示を削除することを提案している。</p> <p>この修正案は、IFRS第16号を適用する場合のリース・インセンティブの取扱いに関する混乱の可能性を除去することになる。</p>
IAS第41号「農業」	公正価値測定における課税	<p>IASBは、IAS第41号「農業」の要求事項を適用して公正価値を測定する際に課税に関するキャッシュ・フローを除外するというIAS第41号の第22項の要求を削除することを提案している。</p>

IASBはIFRS第3号の変更を提案

IASBは、新しい概念フレームワークについてIFRS第3号を更新することを意図した公開草案「概念フレームワークへの参照 (IFRS第3号の修正案)」を公表した。

第1の修正案は、1989年に公表された古い版(「財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク」)の代わりに2018年版の「財務報告に関する概念フレームワーク」を参照するようにIFRS第3号を更新するというものです。現在、IFRS第3号の要求事項は、企業結合で取得した識別可能な資産及び負債は、1989年版の資産及び負債の定義を満たすものでなければならないと述べています。IASBは、この参照を2018年版への参照に置き換えることを意図しています。

改訂された概念フレームワークは、資産及び負債の定義の変更を導入しています。両者の定義は過去においてうまく機能してはいましたが、改訂後の定義では、資産と負債について、予想される便益の流れの観点から述べるのではなく、資産を経済的資源として、負債を経済的資源を移転する義務として述べることに焦点を置いています。「予想される」便益の流れという考え方は過去に蓋然性規準として解釈されることもあったため、この変更は重要です。

こうしたIFRS第3号の変更の主な影響として、企業結合において認識の要件を満たす資産及び負債の母集団が変化する可能性があります。従前は認識の要件を満たさなかった資産又は負債の一部が認識の要件を満たす可能性があります。取得日後に他の基準を適用した場合には、事後的に認識の中止を行うことを要求される可能性があります。したがって取得企業は、取得日時時点で資産又は負債を認識し、その直後に当該資産又は負債の認識の中止を行うことが必要となります。そのため、「2日目」の利得又は損失を生じる可能性があります。

したがって、IASBは「2日目」の損失に関連した問題为了避免するために第2の修正を提案しました。IASBは、これらの利得又は損失の問題が重大となるのは、取得日後にIAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」又はIFRIC第21号「賦課金」を適用して会計処理される負債についてであろうと結論を下しました。提案された解決策は、IFRS第3号に認識の例外を追加するというものです。別個に発生した場合にはIAS第37号又はIFRIC第21号を適用する負債及び偶発負債について、取得企業は、どのような負債及び偶発負債を企業結合で引き受けたかを確認するために、概念フレームワークの代わりに、IAS第37号又はIFRIC第21号を適用しなければなりません。つまり、この例外を適用した場合、IFRS第3号を適用して認識される負債及び偶発負債は、現在と比べて変わらないことを意味します。

最後の提案は、IFRS第3号において偶発資産に関する明示的な記述を行うというものです。IFRS第3号では偶発資産の認識が禁止されていますが、この禁止は現在、「結論の根拠」においてのみ述べられています。本修正は、取得企業は企業結合で取得した偶発資産を認識すべきではないという記述をIFRS第3号に追加することを提案しています。

改訂された定義は、資産と負債について、予想される便益の流れの観点から述べるのではなく、資産を経済的資源として、負債を経済的資源を移転する義務として述べることに焦点を置いている

IASBはIAS第12号の変更を提案

IASBは、IAS第12号「法人所得税」の修正を提案する公開草案「単一の取引から生じた資産及び負債に係る繰延税金」を公表した。この変更は、企業が資産と負債の両方を認識する取引（例えば、リース又は廃棄義務）に係る繰延税金をどのように会計処理するのかを明確にすることを目的としている。

IFRS解釈指針委員会は、IAS第12号における当初認識の免除を、リース（リース開始時に資産と負債の両方が認識される場合）及び廃棄義務（廃棄費用が有形固定資産の原価に参入され、負債が認識される場合）に適用できるのかどうかを確認するための要望を受け取りました。これらの状況では、当該取引は資産と負債の両方を認識する結果となることから、この要望では、企業は当該取引について繰延税金を認識することを要求されるのかどうかを質問していました。

当初認識の免除は、以下の項目の当初認識について、繰延税金資産又は繰延税金負債の認識を免除しています：

- のれん、及び
- 次のような取引における資産又は負債
 - 企業結合ではない
 - 取引時に、会計上の利益（損失）にも課税所得（税務上の欠損金）にも影響を与えない

委員会は、この免除がこれらの取引を対象とするのかどうかについて見解の相違があることに留意し、免除がこれらのケースで適用されないことを明確にするために、認識の免除の範囲を狭めるようIAS第12号の修正を提案することを決定しました。

本修正は、当初認識の免除の変更を提案しています。当該変更は、（当初認識時に）将来減算一時差異と将来加算一時差異が同額の繰延税金資産と繰延税金負債の認識を生じさせる取引には、当初認識の免除は適用されないことを意味しています。これにより、例えば、使用权資産とリース負債の当初認識時に、たとえ繰延税金資産と繰延税金負債が同額であっても、これらの繰延税金資産と繰延税金負債を認識することが必要となります。

本提案は遡及適用され、早期適用が認められます。IASBは、これらの修正の発効日をまだ提案していません。

会計方針の開示

IASBは、IAS第1号「財務諸表の表示」及びIFRS実務記述書第2号「重要性の判断の行使」の変更を提案する公開草案「会計方針の開示」を公表した。これらの修正の目的は、企業がどの会計方針を開示すべきなのかを決定するのを手助けし、会計方針をより有用なものとする事である。

本公開草案は、IAS第1号及びIAS第8号の変更を行った「『重要性がある』の定義」と題する2018年10月公表の修正を基礎としており、広範な「開示原則」プロジェクトの一部です。

IAS第1号は現在、重要な (significant) 会計方針を開示することを企業に要求していますが、「重要な」という文言の定義を行っていません。どのような会計方針を開示すべきかを決定する際に重要性の適用が鍵となることは同意されていますが、IAS第1号は、重要性がある (material) 会計方針を開示することを要求していません。これは、重要である (significant) とみなされない場合に、開示する必要がない重要性がある (material) 会計方針が存在する可能性があることを示唆します。したがって、IASBは、IAS第1号を修正することを決定し、「重要な (significant)」会計方針という用語を「重要性がある (material)」会計方針に変更することを提案しています。

加えて、本公開草案は、以下を行うために、IAS第1号に第117A項から第117D項を追加しています：

- 重要性のない取引、その他の事象又は状況は開示する必要はないことを明確化する。
- 企業が重要性がある会計方針をどのように識別できるのかを説明する。
- 当該基準が特定の状況にどのように適用されたのかに焦点を当てた会計方針に関する情報は、基準の要求事項を単に説明するだけの会計方針の記述よりも有用であることを説明する。
- たとえある会計方針に重要性がないと結論を下される場合でも、他の基準で要求されている他の情報に重要性がある場合には、当該情報を開示しなければならないことを確認する。

また、本公開草案は、「IFRS実務記述書第2号：重要性の判断の行使」を修正し、会計方針の開示に関する決定を行うにあたって重要性の概念をどのように適用するのかを示す2つの設例を追加することを提案しています。

本公開草案は発効日を提案していませんが(後日決定されることになっています)、当該変更は将来に向かって適用され、早期適用が認められると述べています。

グラントソントン関連のニュース

Jake Green氏がIFRS解釈指針委員会に任命される



グラントソントンUKのテクニカル・パートナーであるJake Green氏は、2019年7月1日から3年間の任期でIFRS解釈指針委員会に任命された。

IFRS解釈指針委員会は、国際会計基準審議会 (IASB) のIFRSの解釈を行う組織です。解釈指針委員会は、IASBと連携してIFRS基準の適用を支援しています。

Green氏の任命をお祝い申し上げます。

財務諸表記載例 (2019年版) の公表

グローバルIFRSチームは、「IFRSに基づく連結財務諸表記載例 2019年版」を公表した

本連結財務諸表記載例は、例示した企業及び子会社の活動と業績に基づいています (数年間にわたりIFRSに準拠した財務諸表を作成しているコンサルティング、サービス及び小売業を営む架空の企業)。「連結財務諸表記載例」を作成する目的は、各種取引を行っている標準的企業を使用して、財務報告に対する、考えられる1つのアプローチを例示することです。

本刊行物は、2019年12月31日に終了する事業年度から発効するIFRSの変更を反映させるために、見直し及び更新が行われています。特に、2019年1月1日以後に開始する事業年度から発効されるIFRS第16号「リース」の適用を反映しています。

以下のウェブサイトをご訪問いただければ、本刊行物を入手することができます：

<https://www.grantthornton.global/en/insights/articles/example-financial-statements-2019/>

または、各国のグラントソントン事務所のIFRS窓口にお問い合わせください。



Insights into IFRS 16

2019年1月1日から発効されているIFRS第16号「リース」は、リース会計に根本的な変更を行っている。本基準は、借手が「使用権資産」及びリース負債を認識することによって、「貸借対照表上で」、リースの会計処理を行うことを要求している。

グラントソントン・インターナショナル・リミテッドの「Insights into IFRS 16」シリーズは、IFRS第16号の主要な領域の概要を示し、必要となる変更のための準備を支援することを目的としています。前半期に、下記の新たな1つの刊行物が公表されました。以下のウェブサイトから本刊行物を入手することができます：<https://www.grantthornton.global/en/insights/ifrs-16>

Issue 8:表示及び開示

IFRS第16号は、借手及び貸手にリース活動に関する情報を財務諸表に提供することを要求しています。本基準は、この情報を財務諸表の本体にどのように表示すべきか、及びどのような開示が要求されるのかについて説明しています。本刊行物では、要求事項を識別し、注記開示を表示する際の考えられる1つの方法を説明する一連の設例を提供しています。



Mark Hucklesby氏がCPAアワードを受賞



CPAオーストラリアにおけるニュージーランドの会長であるMat Croud氏から賞を授与されるMark Hucklesby氏(写真右)

ニュージーランドのメンバーファームのパートナーであるMark Hucklesby氏が、CPAオーストラリアのサービスとリーダーシップ部門における優秀賞を受賞した。

CPAオーストラリアのサービスとリーダーシップ部門における部門最高優秀賞(Divisional President's Awards for Excellence)は、会計業界において期待される以上の貢献をしたことを評価する非常に荣誉ある賞です。Hucklesby氏は、何年にもわたりCPAオーストラリアの年次総会(ニュージーランドにおける最大の専門的な会計イベントの一つ)で、基調演説者を務め、幅広いトピックについてコメントしたり、取り上げたりしました。Hucklesby氏の偉業の達成にお祝い申し上げます。



Grant Thornton
An instinct for growth™

www.grantthornton.jp

© Grant Thornton Taiyo LLC

"グラントソントン"は、保証、税務及びアドバイザー・サービスをクライアントに提供するグラントソントンのメンバーファームのブランドで、文脈上は一つ又は複数のメンバーファームを表します。グラントソントン・インターナショナル・リミテッド(GTIL)とメンバーファームは世界的なパートナーシップ関係にはありません。GTILと各メンバーファームは別個の法人です。各種サービスはメンバーファームが独自に提供しています。GTILはその名称で一切サービスを提供しません。GTILとメンバーファームは、相互に代理せず、義務を負うこともなく、相互の作為又は不作為についての債務はありません。